

令和8年度

南相馬市入札参加資格審査申請の手引

(建設工事)

福島県南相馬市
総務部財政課

I 登録申請について

公共機関が工事や製造の請負契約、測量の委託契約等の相手方を競争入札の方法で選ぶとする場合、あらかじめ相手方の資格を審査し、契約対象者として適正かどうかを認定しておくことが地方自治法により定められています。

そのため、南相馬市が行う競争入札に参加しようとする方は、南相馬市に対して「入札参加資格審査申請」を行って資格審査を受け、入札参加有資格業者となる必要があります。

今回の資格審査の受付は追加受付です。新たに登録を希望する方は、以下のとおり申請書を提出してください。

1 提出方法

申請書の提出は、**郵送による提出のみ**といたします。

2 受付期間

(1) 受付期間（郵送受付）

令和7年11月4日（火）から11月28日（金）まで（※当日消印有効）

(2) 申請書郵送先

〒975-8686

福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地

南相馬市役所 総務部財政課契約係

※受理票の返送用に切手付返信用封筒を同封願います。なお、複数業種で申請をご希望の場合は、業種ごとに1部同封いただくようお願いいたします。

3 お問い合わせ先

南相馬市役所 総務部財政課契約係

TEL 0244-24-5225

FAX 0244-24-5214

E-mail keiyaku@city.minamisoma.lg.jp

4 申請に当たっての注意事項

- (1) 今回は郵送による提出のみとなります。申請書の対面受付は行いませんのでご注意ください。
- (2) 申請書類に虚偽の記載をしたり、重要な事実の記載をしなかった場合には、入札参加資格の認定が受けられず、また、認定後に発覚した場合には資格が取り消される場合があります。
- (3) 審査基準日は**令和7年7月1日**とします。（具体的には令和7年7月1日の直前の営業年度の内容を基本に審査しますが、項目によってその前年度や前々年度の内容も審査対象となります。）
- (4) 申請書類に不備又は不足があった場合には、書類が整備された後に受付となります。
- (5) 受理した申請書類については、一切修正することができません。

5 資格認定の通知

資格審査申請書の受付期限以降3月末までに審査を経て、有資格業者として認定します。なお、資格認定が受けられない方にのみその旨を通知し、資格認定を受けた方については受理票の交付をもって通知に代えさせていただきます。

6 資格の有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

7 申請書を提出できない方

次の欠格要件に該当する方は、資格審査申請書を提出することができません。

なお、許可を受けている場合でも、建設業法の建設工事の種類が南相馬市の工事種別に対応していない方や、南相馬市の工事種別に対応した建設業法の建設工事の種類について経営事項審査を受けていない方は、その工事種別を希望することはできません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権していない者
- (2) 次のいずれかに該当し、その事実があったから2年を経過しない者
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない者
- (4) 工事等の請負契約又は物品の買入れ、その他の契約に関して不正の行為をし、又は正当な理由なくして不完全な履行をし、若しくは履行をしないため、競争入札に係る入札参加資格の取消しの通知を受けた場合において、当該通知の日から2年を経過していない者
- (5) 工事等の請負契約又は物品の買入れ、その他の契約に関して保証をした者が故意にその義務を免れた場合において、その事実があった日から3年を経過していない者
- (6) 資格の審査に関する申請書その他の添付書類について虚偽の事項を記載した者
- (7) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (8) **審査基準日の直前1年の営業年度において、完成工事高や取扱高のない者（完成工事高等は希望工事種別毎に必要なになります。）**
- (9) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約締結権を委任する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (10) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

- (11) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (13) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (14) 社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していない者。（個人事業主等であって社会保険の適用除外となる場合を除く。）
- 注）たとえ、入札参加有資格者となっても、上の（１）から（14）までに該当した場合は、資格の認定は取り消されます。

8 申請した事項の変更等の届出

申請書類の提出後、次の場合に該当するときは、速やかに変更等の届出をしてください。郵送による届出も可能です。

- (1) 申請者又は競争に参加する資格があると認定された方が次に該当した場合
- ① 死亡したとき
 - ② 法人が合併により消滅したとき
 - ③ 法人が破産等により解散したとき
 - ④ 廃業したとき
 - ⑤ 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権していない者になったとき
 - ⑥ 建設業法第３条の規定による許可の全部又は一部を受けていない者になったとき
- (2) 有資格業者が次の事項を変更したとき
- ① 住所
 - ② 商号又は名称
 - ③ 法人である場合においては代表者の氏名、個人である場合においてはその氏名
 - ④ 営業所の名称、所在地、電話番号及び営業所の新設又は廃止
 - ⑤ 委任先の変更

9 工事種別

南相馬市が受け付ける工事種別は、下記のとおり１７の種別とします。この中から登録を希望する種別を選んで申請していただきますが、これ以外の工事種別については受け付けませんので注意してください。

なお、この工事種別は、建設業法第３条第２項の別表第一上覧に掲げる建設工事の種類及び建設業の許可申請に用いる建設工事の種類と異なりますので、申請書作成にあたっては注意願います。

【希望工事種別】

1	一般土木工事	10	塗装工事
2	舗装工事	11	しゅんせつ工事
3	鋼橋上部工事	12	グラウト工事
4	造園工事	13	杭打工事
5	建築工事	14	さく井工事
6	電気設備工事	15	機械設備工事
7	暖冷房衛生設備工事	16	通信設備工事
8	プレストレスト・コンクリート工事	17	水道施設工事
9	法面処理工事		

※「南相馬市の希望工事種別（１７種別）」と「建設業許可業種（２９業種）」の対応表を参照

希望工事種別と建設業許可業種の対応例示

希望工事種別(17)	例示	建設業許可業種(29)
一般土木工事	土木一式工事	土木工事業
	盛土、根切、掘削、コンクリート打設、土留、整地、客土、標識設置、フェンス設置、コンクリートブロック設置（根固めブロック、消波ブロック等）、ガードレール設置、杭打ち	◎とび・土工・コンクリート工事業
	石積み、石張り、石材加工、コンクリートブロック積み張り	◎石工事業
	土木工作物に関するタイル、れんがの積み張り	◎タイル・れんが・ブロック工事業
	鉄塔、ガードレール、標識等の製作組立	◎鋼構造物工事業
	鉄筋製作加工組立	◎鉄筋工事業
	工作物解体（主に建築物以外）	◎解体工事業
舗装工事 （旧アスファルト舗装工事 旧セメント・コンクリート舗装工事）	アスファルト舗装工事（上下層路盤工事を含む） セメント・コンクリート舗装工事（上下層路盤工事を含む）	舗装工事
鋼橋上部工事	鋼橋上部、歩道橋設置	鋼構造物工事業
	足場仮設、コンクリート打設	◎とび・土工・コンクリート工事業
造園工事	植栽、地被、景石、地植、水景、公園施設（遊歩道、緑道等）	造園工事業
建築工事	建築一式工事	建築工事業
	造作、木造間仕切り	◎大工工事業
	左官、研ぎ出し、吹付、モルタル左官、防水モルタル、ラス張り	◎左官工事業
	家屋解体、とび、コンクリート打設、くい打ち、鉄骨組立	◎とび・土工・コンクリート工事業
	石積み、石張り、石材加工（建築物の内外装）	◎石工事業
	瓦・スレート屋根葺、金属薄板屋根葺、屋根断熱	◎屋根工事業
	コンクリートブロック建築物、れんが積み張り、タイル張り、築炉	◎タイル・れんが・ブロック工事業
	鉄骨製作加工組立（鋼製階段等）	◎鋼構造物工事業
	モルタル防水、目地防水、塗膜防水、シート防水	◎防水工事業
	壁張り、内装間仕切り、インテリア、畳、天井仕上、床仕上、ふすま、防音処理	◎内装仕上工事業
	ガラス加工・取付	◎ガラス工事業
	サッシ取付、建具取付、シャッター、カーテンウォール、ふすま	◎建具工事業
	鉄筋製作加工組立	◎鉄筋工事業
	建築物内外装板金	◎板金工事業
	ごみ処理施設、し尿処理施設（汲み取り）	◎清掃施設工事業
	建築物解体	◎解体工事業
電気設備工事	電気配線、照明設備、受変電設備、引込線屋内電気設備工事、その他電気に関連する機械設備	電気工事業
	火災報知器、非常警報設備	◎消防施設工事業
暖冷房衛生設備工事	給排水、給湯設備、暖冷房設備、空調設備、ガス配管、水洗便所設備、浄化槽設備、厨房設備、その他管工事に関連する機械設備	管工事業
	暖冷房設備・冷凍冷蔵設備の熱絶縁工事	◎熱絶縁工事
	消火栓、消火設備、水噴霧、救助袋、援降機、排煙設備、避難はしご、屋外消火栓、スプリンクラー設備	◎消防設備工事業
プレストレスト・コンクリート工事	プレストレストコンクリート構造物（土木一式工事）	土木工事業
	足場仮設、コンクリート打設、P C橋上部の据付	◎とび・土工・コンクリート工事業
法面処理工事	土木一式工事（法面処理工事）	土木工事業
	モルタル吹付、土留め、締切り、種子吹付、コンクリートブロック、注入防水	◎とび・土工・コンクリート工事業
塗装処理工事	塗装、区画線塗装、下地調整、溶射、布張り仕上、ライニング、プラスチック、橋梁塗装	塗装工事業
しゅんせつ工事	河川・海しゅんせつ	しゅんせつ工事業
グラウト工事	土木一式工事	土木工事業
	ボーリンググラウト	◎とび・土工・コンクリート工事業
杭打工事	鋼杭打ち、鋼矢板打ち、コンクリート杭打ち、場所打ちコンクリート杭（べり工法等）	とび・土工・コンクリート工事業
さく井工事	さく井、観測所、還元井、浅井戸、さく孔、井戸関連揚水設備	さく井工事業
機械設備工事	索道、プラント設備、クレーン装置、揚排水機装置、昇降機設置	機械器具設置工事業
	水門、樋門等門扉設置、開閉機設置	◎鋼構造物工事業
通信設備工事	有線・無線電気通信設備、放送機械設備、空中線設備、情報処理設備、その他電気通信工事に関する機械設備	電気通信工事業
水道施設工事	上水道の取水・浄水・配水施設	水道施設工事業

（注）◎の許可業種は当該工事種別の資格認定を受けることができますが、実際の受注対象となるのは当該欄の例示の工事を単体で発注する場合のみです。

10 その他

(1) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）の提出について

工事の請負契約を締結できるのは、審査基準日から1年7カ月間に限られていますので、資格審査を経て有資格業者として認定された業者は、契約可能期間が切れ目なく継続するように、毎年定期的に審査を受け通知書の写しを提出してください。

(2) 登録内容の公表について

入札参加有資格業者の登録内容の一部又は全部を一般に公表する場合がありますので予めご了承ください。

(3) 会社専任技術者の登録確認について

建設業法においては、すべての工事現場において、『現場代理人』及び『技術者（主任技術者又は監理技術者）』を配置しなければなりません。

また、現場とは別に、会社（営業所等）には『専任技術者』及び『経營業務管理責任者』を配置しなければならないことから、技術者等を配置する際は、不適正な配置にならないよう十分ご確認ください。

必要に応じて、確認や資料の提出を求める場合があります。

Ⅱ 提出書類について

1 提出書類

- (1) 提出書類 申請書 南相馬市独自様式
提出書類 下記のとおり
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出方法 下記提出書類一覧のNo.1～16を順番に揃え、綴じずに「青色のクリアホルダー」に入れて持参又は郵送してください。

《提出書類一覧》

No.	提出書類名			備考
1	南相馬市入札参加資格審査申請書提出書類確認表			
2	南相馬市入札参加資格審査申請書受理票			
3	建設工事入札参加資格審査申請書			
4	営業所及び委任関係調書			委任がない場合は不要
5	委任状（支店・営業所等に委任する場合）			委任がない場合は不要
6	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）			
7	社会保険加入状況申告書			No.6 経営規模等評価結果通知書等で確認できる場合は不要
8	希望工種一覧表			
9	工事分割内訳表			分割又は合算の必要がある場合に提出
10	完成工事高集計表			
11	工事経歴書（2年又は3年分）			
12	有資格技術者内訳表			
13	営業所専任技術者一覧表			南相馬市内に本社がある場合のみ
14	納税証明書	国税	法人税・消費税	・写し可 ・課税免除事業者である場合は不要
		市税	固定資産税・市県民税等	・写し可
			固定資産税・法人市民税等	・南相馬市で課税されていない場合は不要
15	技術者経歴書			

- 注) ①納税証明書は、国税・市税ともに「未納がないことの証明」（完納証明書等）です。
- ②工事経歴書は経営事項審査の選択に合わせて2年又は3年分の完成工事を記入してください。
- ③提出書類は、**全てA4サイズで提出**してください。

2 記載要領等

申請は**本社での申請**になります。提出書類は、各様式に定めがある場合を除き、経営事項審査の審査基準日の状況で記載してください。その他の注意事項は以下のとおりです。

(1) 南相馬市入札参加資格審査申請書提出書類確認表

- ①提出書類が揃っているか確認し、提出する書類についてはチェック欄（申請者）□に「レ」を入れてください。

(2) 南相馬市入札参加資格申請書受理票

- ①申請者名「所在地」・「商号又は名称」・「代表者役職氏名」欄を記入してください。
※受理票の再発行は行いませんので、有効期間中は大切に保管してください。

(3) 建設工事入札参加資格審査申請書

- ①「住所」「商号又は名称」「代表者役職氏名」「電話番号」「FAX番号」「メールアドレス」「作成担当者所属・氏名」「作成担当者連絡先」は申請日現在で記載してください。
- ②「商号又は名称」、「代表者役職氏名」の欄にはフリガナをふってください。
- ③「メールアドレス」の欄には、個人のアドレスでも構いませんが、入札及び契約に関する連絡に対応できるアドレスを記載してください。なお、基本的に入札及び契約に関する連絡はメールで行いますので、必ず記載いただきますようお願いいたします。
- ④「総職員数」の欄は、審査基準日における職員の人数を記載してください。（パート、派遣、アルバイトを除く正規職員）
- ⑤「作成担当者所属・氏名」の欄には、申請内容を把握している方を記載してください。
- ⑥委任先欄の「委任先住所」「委任先名称」「代理人役職氏名」「電話番号」「FAX番号」「メールアドレス」は申請日現在で記載してください。また、委任先については南相馬市が発注する工事等にあたって、営業所等に**営業所等に入札・見積、契約の締結、契約の履行、代金の請求・受領、復代理人の選任の権限のすべてを委任する場合**に記載してください。この内容のひとつでも欠けた場合は営業所等への委任は認められません。「委任先」がない場合は、記載不要です。
- ⑦「委任先名称」、「代理人役職氏名」にはフリガナをふってください。
- ⑧「委任先職員数」の欄は、申請日の属する月の初日における総職員数の合計を記載してください。（雇用形態は問いません。）
- ⑨「委任先職員数」における「うち継続的な南相馬市民雇用人数」の欄は、申請日の属する月の初日における南相馬市に住民票のある職員の人数を記載してください。
- ⑩「市内営業所」の欄は、建設業法上の許可を受けている本社又は支店等が、南相馬市内にある場合は、「有」に○をつけてください。なお、単なる連絡所あるいは現場事務所は該当しません。
- ⑪「資本金」の欄は、直前1年度分決算の貸借対照表の株主資本の額を記載してください。
- ⑫「許可を受けている建設業」の欄には、審査基準日現在で有効な許可番号及び年月日を記載してください。

(4) 営業所及び委任関係調書

- ①本表は**申請日現在**で記載してください。
- ②南相馬市が発注する工事等にあたって、営業所等に**営業所等に入札・見積、契約の締結、契約の履行、代金の請求・受領、復代理人の選任の権限のすべてを委任する場合**に提出してください。この内容のひとつでも欠けた場合は営業所等への委任は認められません。
- ③本店又は営業所等は、建設業法上の許可を受けているものに限り、単なる連絡所あるいは現

場事務所には委任できません。

- ④「建設業許可」の欄には、許可を有している建設業について「○」印をつけてください。
- ⑤「営業所等」の「委任する工事種別」の欄には、営業所等に委任する工事種別を記載してください。その場合、営業所等がその資格を有していなければなりません。

(5) 委任状

- ①原則、南相馬市の様式で作成してください。
 - ②委任状の委任期間は、**資格の有効期間と一致**させてください。
- ※任意の様式で提出する場合は、一般的に認められる要件を具備し、**委任期間及び入札・見積、契約の締結、契約の履行、代金の請求・受領、復代理人の選任の権限のすべてを委任する旨の記載**があることが必要です。

(6) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）

- ①経営事項審査における総合評定値「P」の取得については任意とされていますが、南相馬市においては**総合評定値「P」を取得すること**を入札参加資格審査申請の条件とします。ご注意ください。
- ②経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書は、審査基準日の直前営業年度に係る通知書の写しを添付してください。
- ③決算日が6月末にあたる場合などにより新しい通知書が手元にない場合については、経審に係る申請書の写しを添付してください。なお、通知書が手元に届きましたら写しを郵送してください。

※なお、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の更新手続中の場合においては、更新の申請書類（写）にて提出いただき、更新後の通知書が整いましたら、通知書の写し等を提出して頂くことでも可とします。その際は、「申請中」とわかるような記載をお願いいたします。

- ⇒ 後日、更新後の内容で書類作成及び以下を提出（令和7年12月12日を目途に提出）
- No.6. 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
 - No.9. 工事分割内訳書
 - No.10 完成工事高集計表
 - No.11 工事経歴書

※南相馬市が発注する建設工事のうち土木工事または建築工事については、土木一式工事または建築一式工事の総合評定値「P」が必要となる場合があります。

(7) 社会保険加入状況申告書

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書により、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることが確認できない場合に提出してください。（加入義務がない場合も含む。）

※経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）で確認できる場合は提出不要。

(8) 希望工種一覧表

- ①希望する工種の番号に「○」印をつけてください。
- ②「年間平均完成工事高」の欄には、希望する工種にのみ年間平均完成工事高を右詰めで記載してください。希望しない工種は、「その他」の欄にまとめて記載してください。
- ③経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されているひとつの年間平均完成工事高を

いくつかの工種に分割して申請する場合、及び、いくつかの工種の年間平均完成工事高をひとつの工種に合算して申請する場合は、「工事分割内訳表」を添付してください。

(9) 工事分割内訳表

- ①経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されているひとつの年間平均完成工事高をいくつかの工種に分割して申請する場合、及び、いくつかの工種の年間平均完成工事高をひとつの工種に合算して申請する方のみ、「工事分割内訳表」を添付してください。

(記載例)

工 事 分 割 内 訳 表

希望 許可	一般土木工事	舗装工事	鋼橋上部工事	造園工事	その他	※合 計
土木一式	300,000					300,000
建築一式						200,000
大 工						120,000
左 官						30,000
とび・土			200,000			250,000
清掃施設					80,000	80,000
合 計	350,000	250,000	270,000	30,000	80,000	980,000

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の年間平均完成工事高と一致する

希望工種一覧表の年間平均完成工事高と一致する

(10) 完成工事高集計表

- ①各営業年度の工事経歴書から、南相馬市の希望工事種別毎に完成工事高の合計を転記してください。
- ②2年平均又は3年平均の選択は経営事項審査の選択と合わせてください。

(11) 工事経歴書

- ①工事経歴書は、希望する南相馬市の工事種別ごとに別葉に作成してください。なお、請負代金の額は、消費税抜きで記載してください。
- ②下請工事については、発注者名の欄に元請業者名を、工事名の欄に下請工事名を記載してください。
- ③経営事項審査の選択にあわせて審査基準日の直前2年又は3年の各営業年度における完成工事高（未完成工事を含む）を記載してください。この場合に、完成工事高の7割程度を一件ごとに、残りは「その他〇〇件」としてまとめて記載してもよろしいです。
- ④請負代金の額は、最終請負契約額を記載してください。なお、共同企業体で請け負った工事がある場合、請負代金の額は、上段に共同企業体が請け負った契約額を（ ）で記載し、下段に出資割合に応じた完成工事高を算出し、記載してください。
- ⑤官公庁の発注工事であっても、他の建設業者から下請負した工事は民間下請けに分類してください。
- ⑥「経営事項審査」又は福島県に提出した「入札参加資格審査申請」で使用了工事経歴書の欄外に、工事種別及び公共元請・民間元請・民間下請を明示したものであれば、その写しを使用することもできます。この場合、最後に南相馬市の17の工事種別に対応する公共元請・民間元請・民間下請・その他の合計額を表示してください。（福島県の工事種別とは分類の仕方が異なるので、南相馬市の工事種別に分類してください。）

(記載例)

工 事 経 歴 書

(工事種別 一般土木工事)

(営業年度 R 6 年 4 月～R 7 年 3 月)

発注者名	元請又は 下請の別	工 事 名	工事場所の ある都道府県名	請負代金の額 (千円)	着工年月	完成(予定) 年月
(土木一式工事)						年 月
南相馬市	元請	工場団地造成工事	福島県	65,000	R 5 年 4 月	R 6 年 2 月
南相馬市	元請	市道泉前向線改良工事	福島県	82,000	R 5 年 8 月	R 6 年 3 月
		<u>土 木 計</u>		147,000		

(12) 有資格技術者内訳表

- ①それぞれ該当する資格に、審査基準日現在の人数を右詰めで記載してください。様式に記載されている資格以外に該当する方については記載しないでください。
- ②1人で2以上の資格を有している場合は、それぞれの資格に重複して計上できますが、技術士以外の資格で、1級及び2級の同種の資格を有している場合は、1級（上位の級）の欄のみに計上してください。（例：一人で1級及び2級の電気工事施工管理技士の両方の資格を有している場合は、1級電気工事施工管理技士に計上する。）
- ③「実人数」の欄には、**重複して計上した分を除いた実際の人数**を計上してください。
※「合計」≥「実人数」となります。

(13) 営業所専任技術者一覧表（南相馬市内の本社のみ）

- ①南相馬市内に本社を有する場合のみ提出してください。
- ②各営業所における希望する工事種別すべての専任技術者を記載してください。

(14) 納税証明書類

- ①納税証明は、「未納の税金がないこと」の証明です（完納証明書等）。
- ②「市税」は、南相馬市で課税になっているもので「未納の税金がないこと」の証明です。他の市町村で課税されたものの証明は不要です。
南相馬市役所市民課、鹿島区役所市民総合サービス課又は小高区市民総合サービス課の窓口で、入札参加申請のための証明（「**税の完納証明書**」）である旨を教えてください。代表者以外の方が申請する場合は、「**委任状**」が必要になります。
なお、窓口に来られる方は、本人確認のため身分証明書が必要となります。身分証明書として、官公署が発行した写真付証明書等（運転免許証等）の場合は1点で確認できますが、健康保険証、国民年金手帳等の写真なしの証明書の場合は2点の提示が必要となります。
- ③「国税」の納税証明書の様式は、「その3・未納税額のない証明用」又は**個人事業者は「その3の2・「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用」、法人事業者は、「その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用」**で提出してください。
- ④納税証明書は、**申請日から遡って3ヵ月以内**のものを提出してください。
- ⑤納税の猶予を受けている場合であって、証明書で当該事実を確認できない場合にあっては、**納税猶予の決定通知の写しを納税証明書に添付**してください。

(15) 主観的事項審査申請書（南相馬市内の本社のみ）

南相馬市内に本店を置き、南相馬市が種別する建設工事関係 17 工種において入札参加資格を希望する事業所は『主観的事項審査申請書』を提出ください。

該当項目がない場合は「該当なし」と記載のうえ提出してください。

(16) 技術者経歴書

- ①技術者経歴書は、**希望する工事種別ごと**に別葉に作成してください。
- ②技術者については、審査基準日現在で記載してください。
- ③希望する工事種別が 2 以上ある場合で複数の工事種別の技術要件を満たす場合は、**同一人を各々工事種別の技術者として記載**してください。
- ④「法令による免許等」の欄には、希望する工事種別に関連するもののみを記載してください。
- ⑤「実務経歴」の欄には、直前 2 年間のもので当該技術者が従事した最大の工事名及びその者の地位を記載してください。記載件数は 1 年につき 1 件とします。
- ⑥「福島県」の入札参加資格審査申請で使用了技術者経歴書の写しを使用することもできます。
- ⑦工種別に技術者の該当する資格に「○」印を付け、資格ごとの合計を入れてください。

(記載例)

技 術 者 経 歴 書								
(工事種別 一般土木工事)		(R 7 年 7 月 1 日現在)						
職名	氏名	年齢	最 終 学 歴		法令による免許等		実 務 経 歴	経験年月数
			学校名	専攻学科	名称	取得年月日		
工務係長	南相馬次郎	45	○大学	土木工学	一土施	H8. 11. 12	04－市道××線改良工事主任技術者 05－△△川河川改良工事現場代理人	24年8月
主任	福島健太郎	39	□大学	〃	二土施	H14. 2. 25	04－市道○△線改良工事主任技術者 05－工場団地造成工事現場代理人	20年5月